

マイナンバー

社会保障・税番号制度

が始まります！

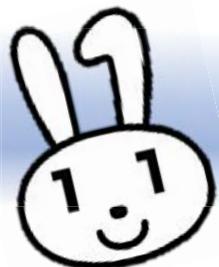


愛称：マイナちゃん

入門編

平成27年 内閣府

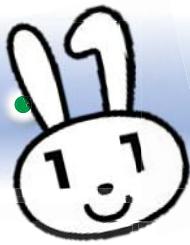
マイナンバーとは・・・



平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のこと

その使い道は・・・

マイナンバーが必要な場面とは・・・



平成28年1月以降、住民の皆さんの
年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの
→社会保障関係の手続

税務署等に提出する書類への記載など
→税務関係の手続

被災者生活再建支援金の支給など
→災害対策に関する手続

役所関係の事務で必要となる大切なものです。

2

☆覚えておきたい4つのこと☆

1つ目

住 所 確 認 !!

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、
通知カードを確実に受け取ることができない可能性が
あります。

原則として、マイナンバーは
住民票に記載された世帯ごとに
お送りします。



7

☆覚えておきたい4つのこと☆

2つ目

マイナンバーは10月以降
簡易書留で届きます

→ 簡易書留の中身を確認しましょう！



以下の3つ、入っていますか？

大切な書類です。まちがって捨てないでね！

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明書類

8

☆覚えておきたい4つのこと☆

3つ目

申請しよう！
個人番号カード

申請方法①



申請書



顔写真

- ①個人番号カードの申請書に、
- ②署名又は記名押印をし、
- ③顔写真を貼付の上、**返信用封筒**に入れ、郵便ポストへ！

申請方法②

郵送も面倒・・・
そんな方は！！



スマートフォンで顔写真を
撮影
→オンライン申請も可能！

9

☆覚えておきたい4つのこと☆

4つ目

個人番号カード受取

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。

受取の際、

- ①大切に保管していた「通知カード」
- ②申請後に届く「交付通知書（はがき）」
- ③運転免許証などの「本人確認書類」

をお持ちください。

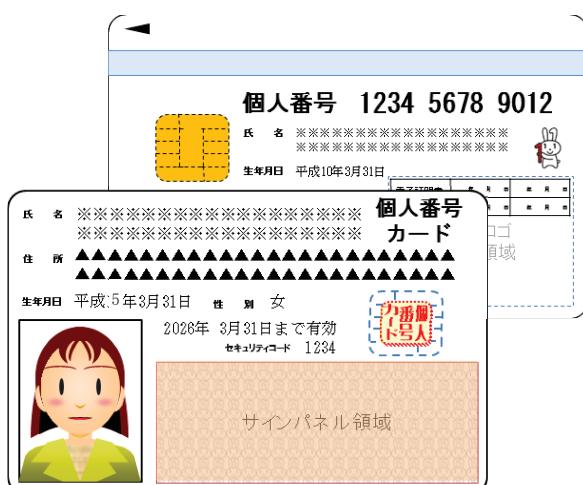
※住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。

無料です！



10

個人番号カードとは・・・



表面に
氏名、住所、生年月日、性別、顔写真
裏面に
**マイナンバー等が記載され
ICチップが搭載された
プラスチックのカードです！**

個人番号カードは、

- ・自分のマイナンバーを記載した書面を提出する場面
- ・さまざまな本人確認の場面

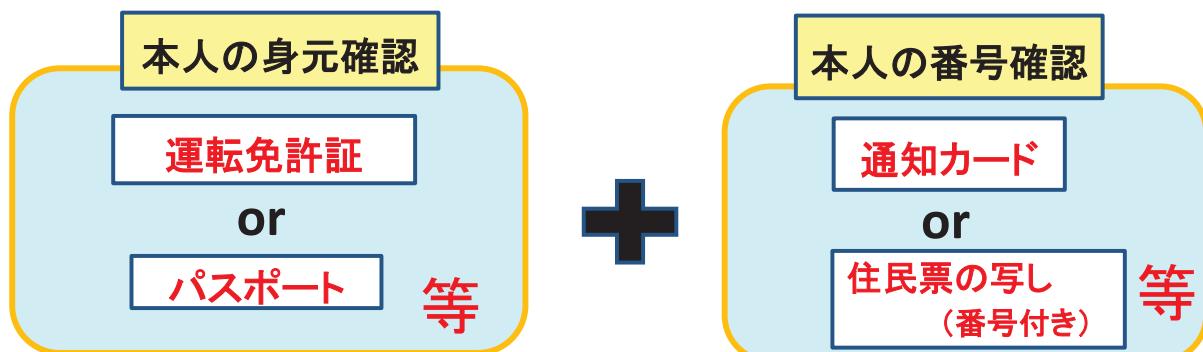
で利用することができるカードです。



12

ちなみに、マイナンバーを記載した書類を提出する際、
通知カードだけでは本人確認は完了しません。

法律による本人確認の義務



個人番号カードを取得すれば、
マイナンバーを提供するときに、
複数の書類の用意は不要です。

15

マイナンバーの利用や提供は、 皆さん一人ひとりに関係します。

例えば、マイナンバーは、

- ・年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、生活保護、
公営住宅への入居申請その他社会保障制度
- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等
- ・日本学生支援機構への奨学金の申請

等に関する手続に利用します。

役所の社会保障や税の担当者以外にも、

- ・お勤め先、アルバイト先
 - ・口座を開設している証券会社、契約している生命保険会社 等
- から、社会保障や税の手続のために聞かれた場合には、マイナンバーを通知する必要があります。

※税務署等に提出する書類に支払先のマイナンバーを記載する必要があります。

知らない会社から、電話でマイナ
ンバーを聞かれることはないよ！



16

マイナンバーはこんな時に使います

